

農村の現状と官民共創の取組について

令和 7 年 1 月 20 日

農村振興局 農村政策部
農村計画課 農村活性化推進室

MAFF

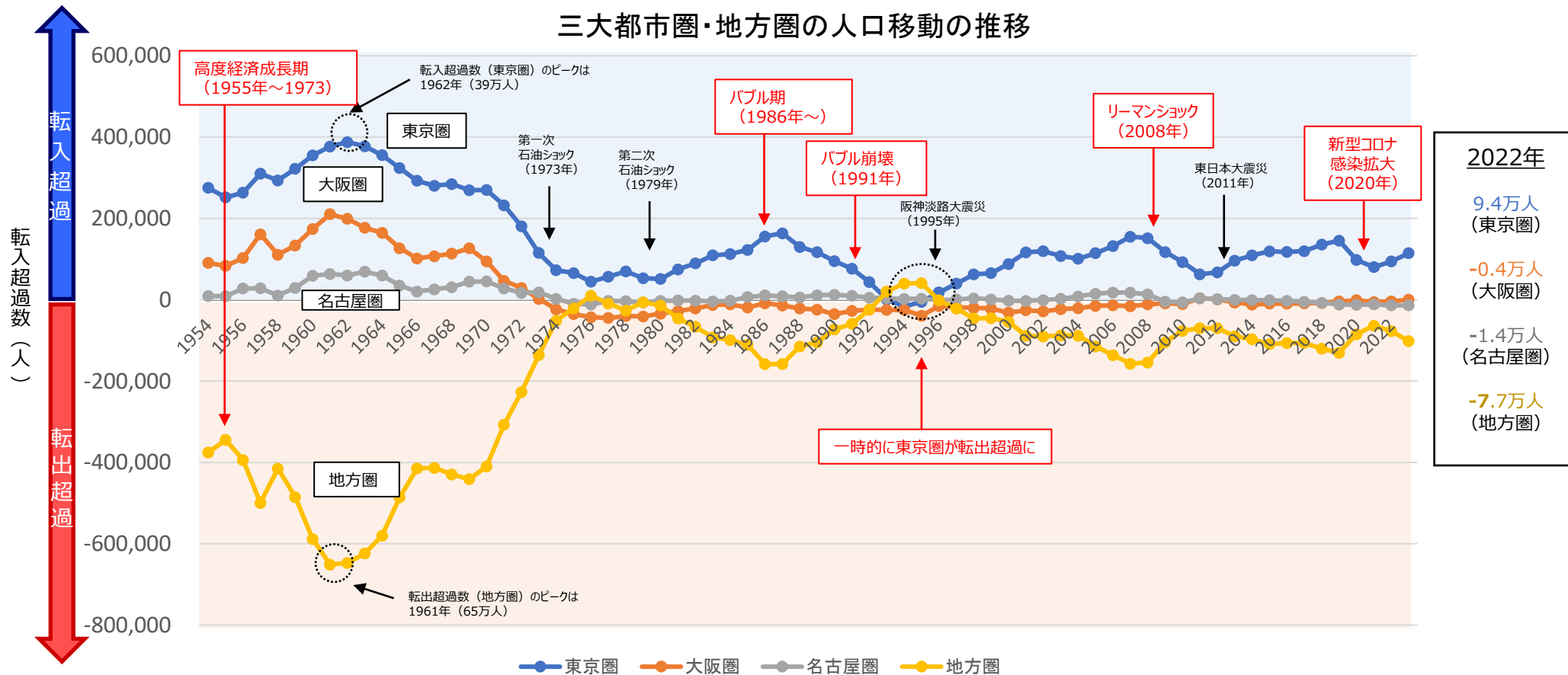
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

- 1 農村の現状について
- 2 官民共創の取組について

1. 都市部の一極集中の状況

- 高度経済成長期には、地方圏の人口が三大都市圏に流入していたが、1980年頃にかけて人口流入は沈静化。2010年代は、東京圏のみ転入超過の傾向。
- コロナ禍により、東京圏への転入超過は一時的に緩和されたが、2022年には転入超過が再び拡大傾向。



（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に農林水産省で作成。

（注）地域区分の定義

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

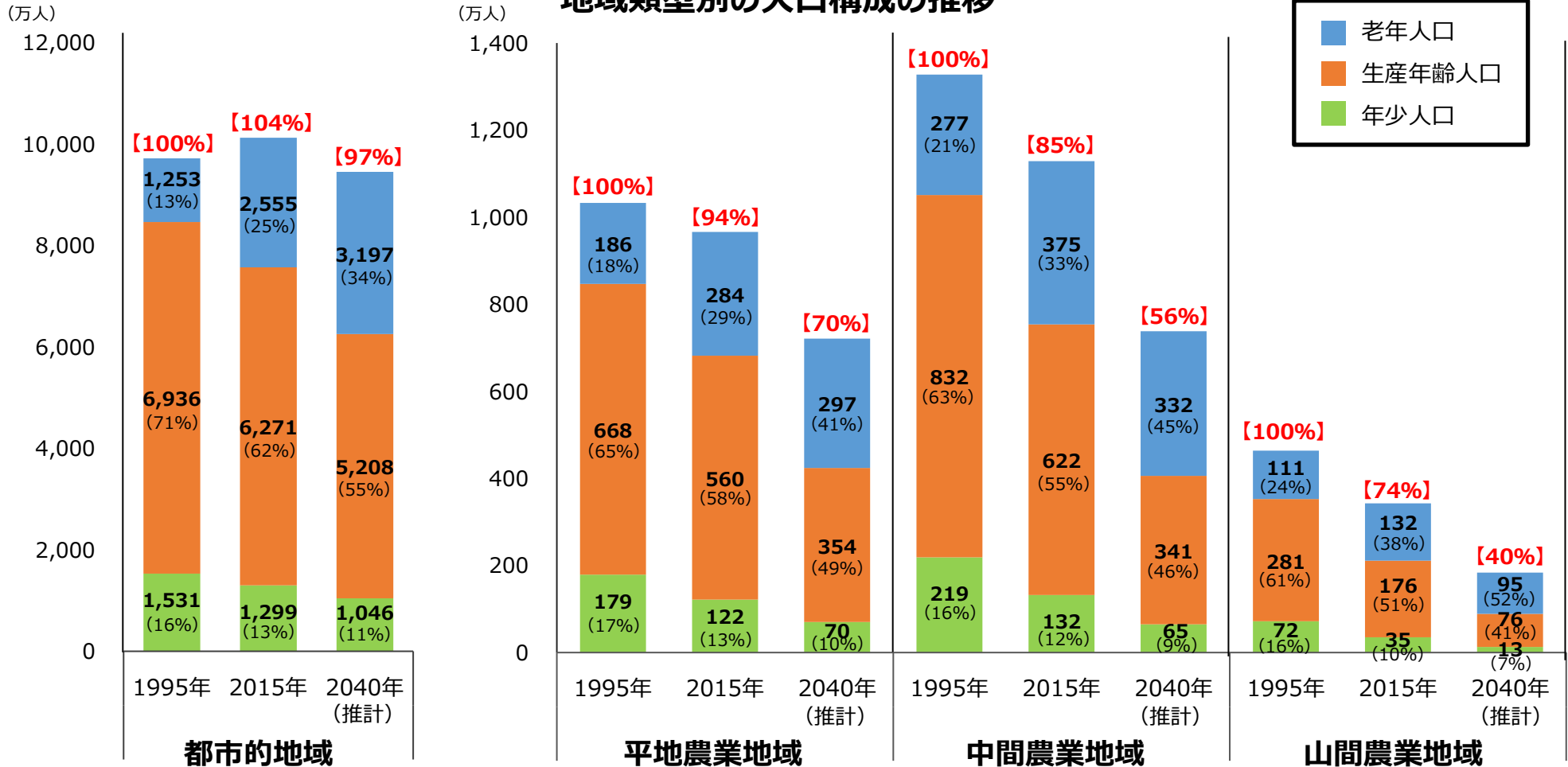
名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

地方圏：東京圏、名古屋圏、大阪圏以外の地域

2. 農村における人口減少と高齢化

○ 地域類型別に人口構成の推移を見ると、2015年においては、1995年比で山間(▲26%)、中間(▲15%)、平地(▲6%)の順で人口減少率が高い。また、2015年の高齢化率も、山間(38%)、中間(33%)、平地(29%)の順で高い。2040年には、さらに人口減少及び高齢化が顕著に現れることが予測されている。

地域類型別の人口構成の推移

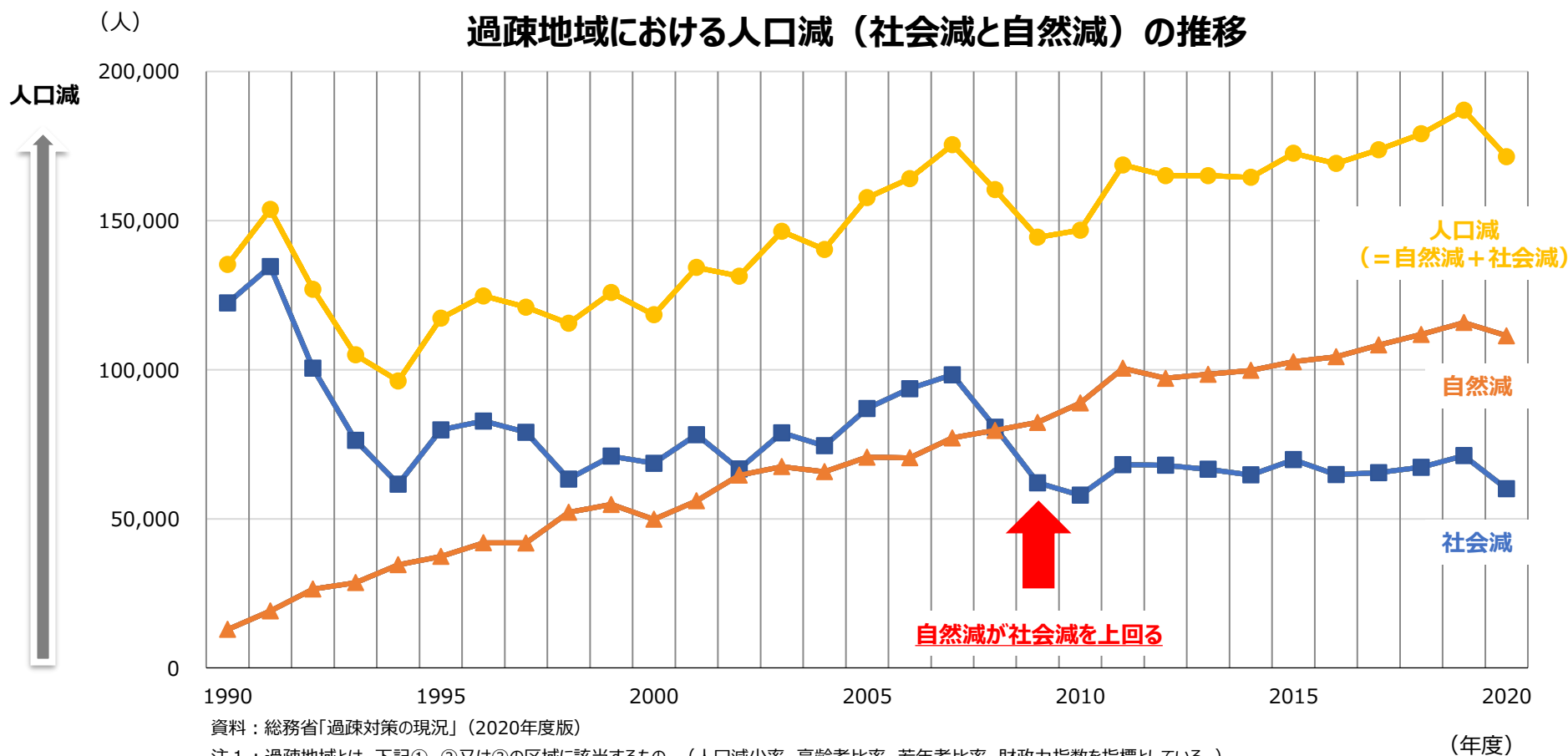


資料：農林水産政策研究所における国勢調査の組替集計のデータに基づき
農林水産省農村計画課にて作成。なお、2040年はコーホート分析による推計値。

注1：【 】は1995年を基準値100%とした、2015年と2040年の相対値
注2：（ ）は各年の合計人口数における割合

3. 過疎地域における人口増減の要因

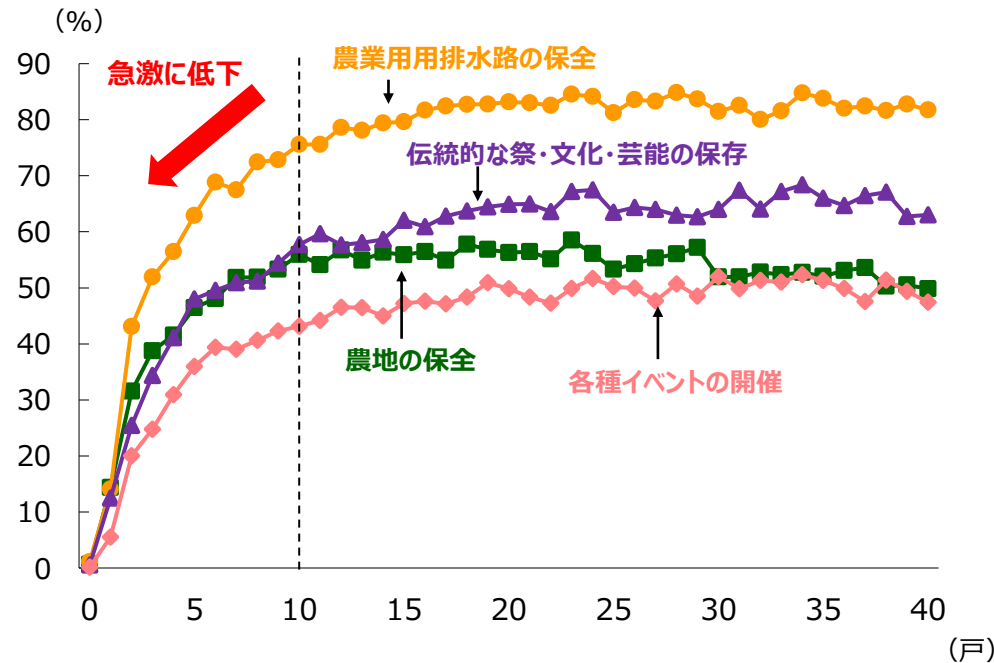
- 過疎地域の人口増減の要因を、出生・死亡による「自然増減」と転入・転出による「社会増減」から見ると、1989年以降、社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっている。
- 2009年以降、社会減より自然減が大きくなっている。



4. 総戸数9戸以下の集落の増加と集落活動の実施率の低下

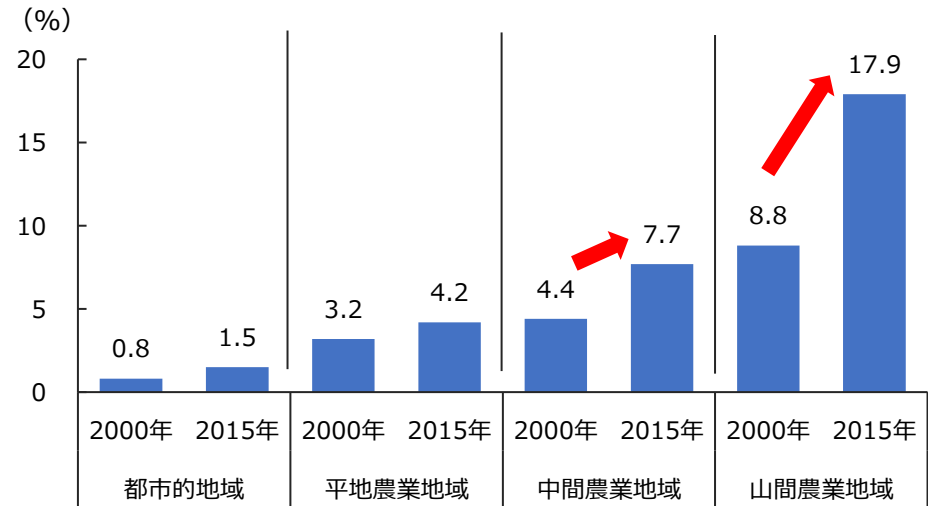
- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、2000年から2015年にかけては、いずれの地域類型においても9戸以下の農業集落(無人化集落を含む。)の割合が増加。
- 集落の総戸数が10戸を下回ると、集落活動の実施率は急激に低下。
- 農業集落に占める農家の割合は低下してきており、混住化が大きく進展。

集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」
(2018年12月)

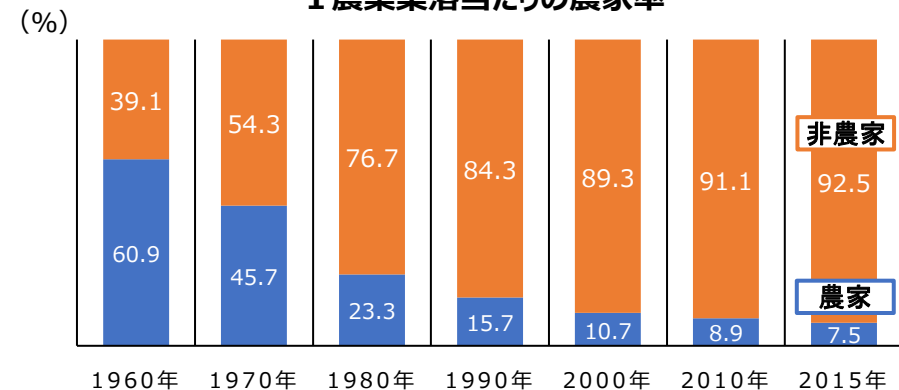
総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：農業地域類型区分は、2000年は平成13年11月改定を使用、2015年は平成29年12月改定を使用。

1 農業集落当たりの農家率



資料：農林水産省「農林業センサス」

- 1 農村の現状について
- 2 官民共創の取組について

5. 新しい地方経済・生活環境創生本部について

- ・「地方こそ成長の主演」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、内閣に、新しい地方経済・生活環境創生本部が設置された。
- ・まずは、今後10年間集中的に取り組む「基本構想」の策定に向けて議論を進める。

地方創生2.0の趣旨

- 都市も地方も、安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、これまでの成果と反省を活かし、地方創生2.0として再起動させ、人口減少対策につなげる。
- 国は、国でなければできないこと、国として挑戦せねばならぬことに取り組む。省庁の縦割りを排し、各省連携して施策を「統合化」、「重点化」して推進する。
- 地方は、「産官学金労言」から成る地域のステークホルダーが知恵を出し合い、他の地域の好事例も学びつつ、自主的・主体的に取り組む。

石破内閣総理大臣就任会見（令和6年10月1日）【抜粋】

第四は、「地方を守る」ということであります。

地方こそが成長の主演であります。我が日本は、農業、漁業、林業の多くの好条件を備えておるところであります。農業、漁業、林業が発展するために、多くの好条件を備えていると、こういう認識を私は持っておるところでございます。観光やサービス産業を含め、日本経済成長の起爆剤として、地方創生担当の初代大臣を務め、人口最少県の鳥取をふるさとに持つ者として、私自身、強い決意を持って取り組んでまいります。

これは地方創生大臣のときによく申し上げたことですが、「産官学金労言」と、こう申します。産業界であり、そして、行政であり、そして、大学に限りません。高等学校であり、中学校であり、学問。金というのは、金融機関でございます。労というのは、労働者の皆様方であります。言というのは、地元の報道機関であります。

役所だけが地方創生をやるのではございません。地域の様々なステークホルダーの皆様方が知恵を出し合い、地方がそれぞれの特徴に応じて発展していくこと。これが本質であり、それを政府も後押しをいたしてまいります。

「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、担当大臣を設置し、今後10年間、集中的に取り組む基本構想を作成いたしてまいります。この取組を「地方創生2.0」として強力に推進をいたしてまいります。

6. 食料・農業・農村政策の新たな展開方向」上の位置づけ

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)

Ⅱ 政策の新たな展開方向

4 農村の振興（農村の活性化）

農村の活性化を図る上で重要な課題である「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から、以下の施策を推進する。

- ① 多様な人材の呼び込みに必要な農村の「しごとづくり」を強化するため、地産地消・6次産業化や農泊など地域の資源を活用した農山漁村発イノベーションを推進するとともに、関係人口も交えて地域に根ざした経済活動が安定的に営まれるよう、官民共創の仕組みも活用しながら伴走支援を行う。
- ② 複数集落エリアで農地保全や生活環境支援等に集約的に取り組むなど、農村の「くらしづくり」を担う農村RMOについて、特に中山間地域の小規模集落向けに形成を図る。
- ③ 中山間地域等において、棚田の振興など地域に「活力」を創出するための社会貢献やビジネスの展開を図る企業の活動を後押しし、企業と地域との相互補完的なパートナーシップの構築を推進する。
- ④ 中山間地域における農地保全のための地域ぐるみの話し合い、農地の粗放的な利用、基盤・施設整備等にきめ細やかに取り組めるよう支援し、農村の持続的な「土地利用」を推進する。

また、こうした課題に対して、地域資源やAI、ICT等のデジタル技術を活用し、解決に向けて活動する「デジ活」中山間地域での取組を、農林水産省が中心となり、関係府省と連携して支援する。

これらの施策のうち、6次産業化や農村RMOについては、現行の基本法では、具体的な規定はないが、地域コミュニティの維持に必要不可欠な取組である旨を位置付ける。

具体的な施策の内容

4 農村の振興（農村の活性化）

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

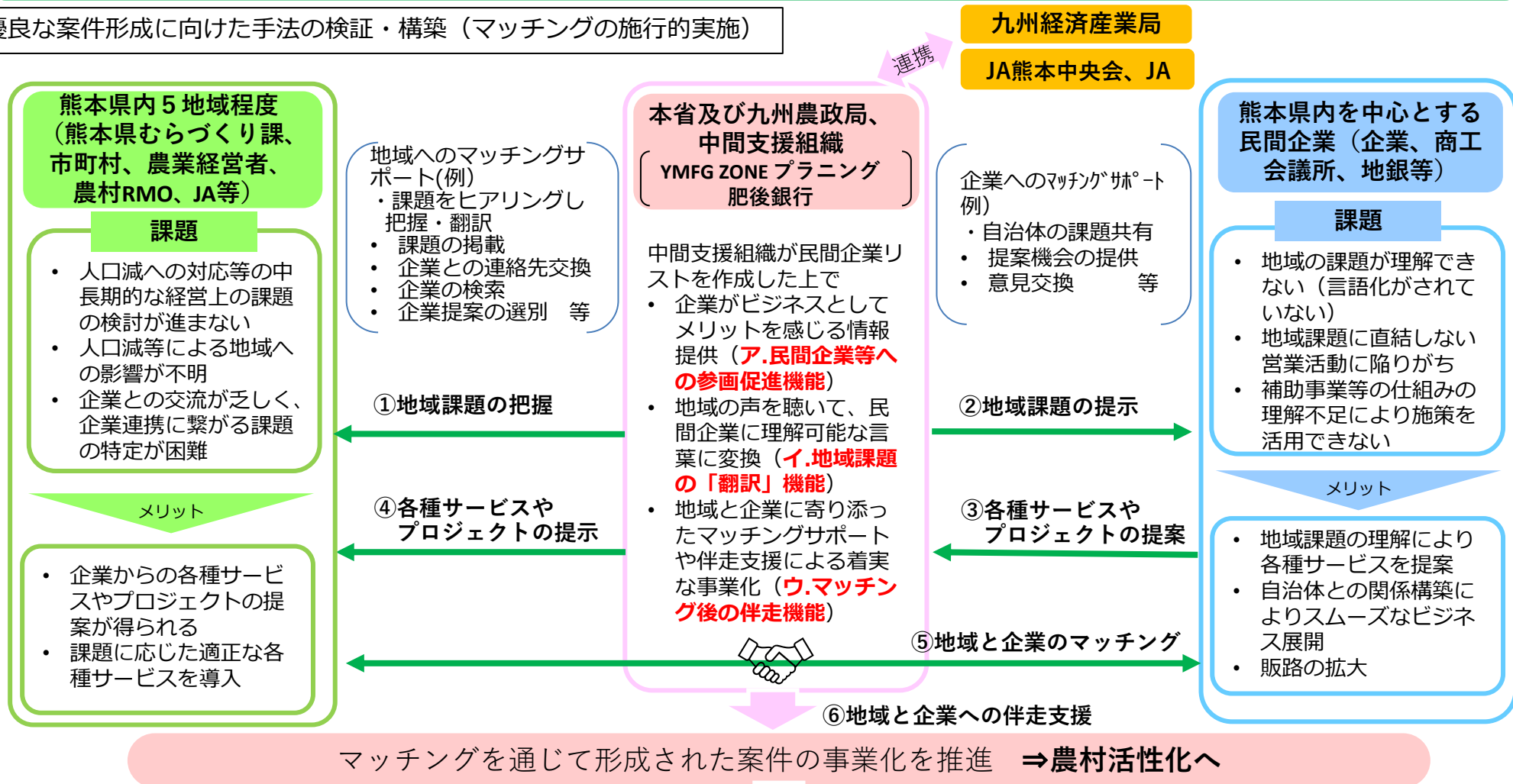
- ① 関係省庁との連携の下、これまで農業・農村に関するしごとに関わっていなかった事業者と農業・農村活性化に関わる関係者とのマッチング機会の創出などを目指した官民共創の仕組みにより、課題解決に協力可能な企業を農村に呼び込む。
- ② その上で、個別の施策については、以下のとおり深化させる。
 - ア) 農山漁村発イノベーションについて、事業化に向けた取組の強化を通じ、新事業や付加価値を創出し、農村の雇用や所得を確保する取組を推進する。
 - イ) 農泊について、更なる宿泊者数・インバウンド誘客・関係人口の増加に向けて、高付加価値化のモデルを創出し、全国へ横展開する。
 - ウ) 農村RMOについて、特に中山間地域等の小規模集落向けに、組織の立上げや活動充実の後押しと、市町村・都道府県・関係府省と連携したサポート体制の構築を推進する。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容
 （令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部）
 資料より抜粋（一部加工）

(参考) 令和6年度に実施した官民共創のパイロット事業について

- 熊本県において官民共創の優良事例の掘起しを行い、検証の上レポートにまとめ、全国へ横展開（情報発信）。
- 事例発掘の一環として、事業者の協力も得て、優良な案件形成に向けた手法の検証・構築を行う（農村地域の抱える課題と課題を解決し得る技術と知見を有する企業とのマッチングを試行的に実施）

優良な案件形成に向けた手法の検証・構築（マッチングの施行的実施）



官民共創による事業化を実現するためのポイントや効果的手法、留意点を取りまとめた手引きを作成し、全国へ横展開

7. 民間資金調達を通じた官民共創による農山漁村の課題解決

